

## 小規模水道維持管理指導要綱

61. 8. 29付け61食第356号  
最終改正 26. 3. 31付け25水大第392号

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この要綱は、長野県内（市を除く。）の小規模水道を適正に管理して、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模水道 次の第2号から第5号までに掲げるものをいう。
- (2) 飲料水供給施設 給水人口が50人以上100人以下であり、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第1項に規定するもの（以下「水道」という。）をいう。
- (3) 簡易給水施設 給水人口がおおむね20人以上49人以下である水道をいう。
- (4) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定するものをいう。
- (5) 準簡易専用水道 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水の供給を受けるための水槽を有するものであって前号に規定する簡易専用水道以外のものをいう。
- (6) 設置者等 小規模水道を設置する者又は当該小規模水道を管理する責任を有する者をいう。

## (水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に定めるところによるものとする。

## (管理基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じた必要な施設を有し、かつ、消毒施設を備えていなければならない。ただし、消毒設備については、簡易専用水道及び準簡易専用水道にあって、給水栓において、消毒効果が確認される場合は、この限りでない。

- 2 小規模水道の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 3 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、利用者にもその旨を周知するとともに地方事務所へ連絡し指示を受けなければならない。

## 第2章 飲料水供給施設及び簡易給水施設

## (給水開始前の届出)

第5条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水栓において、第3条に定める項目及び消毒の残留効果について水質検査を行うとともに、次の各号に掲げる事項を記載した小規模水道設置届（様式第1号）に関係図面を添えて当該施設の所在地を管轄する地方事務所長に提

出しなければならない。

- (1) 設置者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、住所及び連絡先並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 水道名
- (4) 設置主体
- (5) 給水開始年月
- (6) 給水人口及び世帯数
- (7) 給水地区名
- (8) 水源の種別及び取水地点
- (9) 浄水方法
- (10) 配水池の規模
- (11) 水質検査の結果

2 前項の規定により届出を行った者は、同項第1号、第2号及び第7号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、小規模水道変更（廃止）届（様式第1号）を当該施設の所在地を管轄する地方事務所長に提出しなければならない。

（水質検査）

第6条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、給水栓における水について、次の各号に掲げる水質検査をそれぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 消毒の残留効果、色及び濁りに関する検査 7日以内に1回以上
- (2) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6か月以内に1回以上

2 前項第2号の検査のうち、省令の1の項、2の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、年1回以上まで省略することができる。

3 第1項の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第7条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、次の各号に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- (1) 取水場、浄水場、配水池は、常に清潔にし、水の汚染防止を充分にすること。
- (2) 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、残留塩素を0.1mg/ℓ以上保持するように塩素消毒をすること。

### 第3章 簡易専用水道及び準簡易専用水道

（設置の届出）

第8条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者は、給水を開始したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した小規模水道設置届（様式第2号）に関係図面を添えて当該施設の所在地を管轄する地方事務所長に提出しなければならない。

- (1) 設置者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、住所及び連絡先並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 建築物の名称、所在地、設置年月、主な用途及び構造
- (3) 管理責任者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 受水槽及び高置水槽の設置場所、構造、材質、基数及び有効容量
- (5) 供給を受ける水道名
- (6) 塩素消毒設備の有無

2 前項の規定により届出を行った者は、同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は当該施設を廃止したときは、速やかに、小規模水道変更（廃止）届（様式第2号）を当該施設の所在地を管轄する地方事務所長に提出しなければならない。

（準簡易専用水道の管理基準）

第9条 準簡易専用水道の設置者等は、次の各号に掲げる基準に従い、当該施設の管理をしなければならない。

- (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

（消毒効果の確認）

第10条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者等は、給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が0.1mg/l以上あるか確認しなければならない。

2 前項の検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

#### 第4章 指導

（改善勧告等）

第11条 地方事務所長は、小規模水道（簡易専用水道を除く。以下この章において同じ。）について衛生上若しくは保安上危害が起り、又はそのおそれがあると認めるときは、設置者等に対し施設の改善又は給水の停止を勧告することができる。

（報告の徴収及び立入調査）

第12条 地方事務所長は、必要があると認めるときは、小規模水道の設置者等の協力を得て、当該設置者等から必要な報告を求め、又は当該職員をして、当該水道に立ち入らせ、施設及び帳簿書類を調査させることができる。

#### 第5章 雑則

（図面の備付け）

第13条 設置者等は、小規模水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面を整備し保存しておかななければならない。

（事故の報告）

第14条 設置者等は、飲料水の汚染事故が発生したときは、直ちに地方事務所長その他の関係機関へ通報しなければならない。

（附則、様式は省略）